

みんなで  
ふせ  
防ごう

# しょう しょうがいしゃぎゃくたい 障がい者虐待

し しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう  
知っていますか？「障害者虐待防止法」

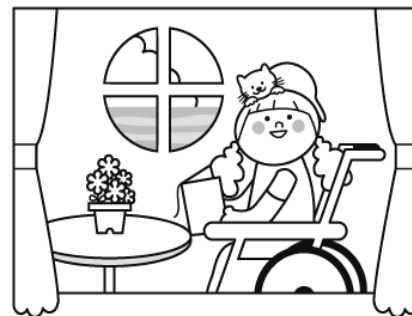
へいせい ねん がつ にち しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょうがいしゃ ぎゃくたい  
平成24年10月1日から「障害者虐待防止法」（障害者の虐待  
ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しょうがいしゃ ぎゃくたい  
防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されます。  
どうほう ぎゃくたいこうい きんし しょう ひと ようごしゃ しょう  
同法では、虐待行為の禁止や障がいのある人の養護者への支援などを  
きてい ぎゃくたい はっけん ひと し つうほう きむづ  
規定したほか、虐待を発見した人の市への通報が義務付けられました。

ぎゃくたい おも つうほう  
「虐待かも？」と思ったら通報を

し ぎゃくたい つうほう おも  
市では虐待の通報に感じられるように、

しょう しょうがいしゃぎゃくたいぼうし かいせつ  
「障がい者虐待防止ホットライン」を開設

しょう ひと ぎゃくたい おもて で みな つうほう  
しました。障がいのある人への虐待は表に出にくく、皆さんの通報が  
そうきはっけん ひがいしゃ じんそく しょう  
早期発見と被害者の迅速な支援につながります。「ひょっとして虐待か  
も？」と感じたら、すぐにご連絡ください。



つう ほう まど くち かすがいしやくしょしょう ふくしかない  
通報窓□（春日井市役所障がい福祉課内）

しょう しょうがいしゃぎゃくたいぼうし  
障がい者虐待防止ホットライン（TEL：85-6331）

でんわばんごう まちが ちゅうい  
※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

じかんたいおう  
○24時間対応します。

とくめい つうほう かのう まも  
○匿名での通報も可能で、プライバシーは守ります。

# ～ こんなことが障がい者虐待になります ～

虐待されている人が虐待だと認識できずに、自分から被害を訴えられない場合や、虐待している人に虐待している認識がない場合があります。次のような虐待に気付いたら、速やかにご一報ください。

虐待の種類	例
<p>①身体的虐待・・・体に傷や痛みを負わせる暴行や、正当な理由なく身動きが取れない状況にすること</p>	<p>平手打ちする、殴る、蹴る、つねる、縛りつける、閉じ込める、不要な薬を飲ませる</p>
<p>②性的虐待・・・無理やり（または同意と見せかけ）わいせつな行為をしたり、させたりすること</p>	<p>性交、性器への接触、裸にする、キスをする、わいせつな話をする・映像を見せる</p>
<p>③心理的虐待・・・侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること</p>	<p>怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、わざと無視する</p>
<p>④放棄・放任（ネグレクト）・・・食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること</p>	<p>十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせない</p>
<p>⑤経済的虐待・・・本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金を使うこと、また、理由なく金銭を与えないこと</p>	<p>年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う、日常生活に必要な金銭を与えない</p>